

【南房総市高齢者補聴器購入費助成事業】

補聴器の購入費用を一部助成します！

聴力機能の低下のため日常生活に支障のある
高齢者に対し、補聴器の購入に要した費用の一部
を助成します。



✿【対象者】

次の全ての要件を満たす方

- ① 南房総市に居住し、住所を有する満65歳以上の方
- ② 耳鼻咽喉科の医師により補聴器が必要と証明されている方
- ③ 聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ④ 住民税非課税世帯に属する方

✿【助成内容】

補聴器本体の購入費用の半額（上限20,000円）を助成。

- 医療機器認証を受けた補聴器が対象です。 ※ 集音器は対象外です。
- 一人当たり1台限りの助成です。
- 補聴器本体以外（医療機関の受診費用、文書料、修理・メンテナンス費用、

附属品・消耗品の購入費等）の費用は対象となりません。

【お問合せ先】

南房総市役所 保健福祉部 高齢者支援課 高齢者福祉係
〒294-8701

千葉県南房総市谷向100番地

電話：0470-36-1152 F A X：0470-36-1133 <koreishashien@city.minamiboso.lg.jp>

手続きの流れ

① 市役所へ事前相談

- 市役所で対象者に該当するか確認します。
- 対象者に該当する場合には、申請書・証明書等をお渡しします。



② 耳鼻咽喉科を受診

- 医師により補聴器の使用が必要であると認められた時は、医師へ証明書の発行を依頼して下さい。
- ※受診料・文書料（助成対象外）がかかります。



③ 補聴器を購入（証明書の発行日から6か月以内）

- 医療機器である補聴器を購入して下さい。
 - 領収書（レシート不可）の発行を依頼して下さい。
- ※ 領収書は「宛名は対象者宛て」、「購入品（品番等）が明示」が必要です。
また、「購入日」、「購入先」の記載も必要です。



④ 市役所へ申請（購入から1年以内）

以下の書類を揃え、市役所窓口（高齢者支援課・市民課・朝夷行政センター・各地域センター）へ申請してください。

- 申請書
- ②で発行された証明書
- ③で発行された領収書
- 購入品が医療機器認証を受けたことを証する書類



⑤ 市役所から助成金の振込

- 決定通知書が送付され、口座に助成金が振り込まれます。

※ 事前相談を経ずに購入してしまった場合でも助成対象となる場合があります。
詳細は高齢者支援課までお問い合わせください。